

静岡県告示第66号

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年静岡県条例第90号）第15条第2項の規定に基づき、次の物質について、知事指定薬物としての指定が失効したので、告示する。

令和3年2月2日

静岡県知事 川勝平太

1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
エチル＝2－[1－（5－フルオロペンチル）－1H－インダゾール－3－カルボキサミド]－3，3－ジメチルブタノアート及びその塩類（通称名5F－EDMB－PINACA）	令和3年2月1日
メチル＝[1－（4－フルオロベンジル）－1H－インドール－3－カルボキサミド]－3－メチルブタノアート及びその塩類（通称名AMB－FUBICA、MMB－FUBICA）	令和3年2月1日
（8R）－1－（シクロプロパンカルボニル）－N，N－ジエチル－6－メチル－9，10－ジデヒドロエルゴリン－8－カルボキサミド及びその塩類（通称名1cP－LSD）	令和3年2月1日
メチル＝3－メチル－2－[1－（ペンタ－4－エン－1－イル）－1H－インドール－3－カルボキサミド]ブタノアート及びその塩類（通称名MMB－022、AMB－4en－PICA、MMB－4en－PICA）	令和3年2月1日

2 指定の失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。